佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出し要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、夏場の暑さ対策として住民の健康増進や快適な街空間の 提供に寄与するとともに、水道水のイメージ向上や当企業団の周知を図るた め、蛇口に簡易に取付けができるミストシャワーの無料貸出しについて、必要 な事項を定めるものとする。

(貸出しする物品)

- 第2条 貸し出すことができる物品は次の通りとする。
 - (1) ミストシャワー本体(3.6m)
 - (2) ミストシャワー延長セット(1.8m)
- 2 企業長は、ミストシャワーの貸出しを受ける者に対して PR 用パネルを貸与 するものとする。

(使用料)

第3条 ミストシャワーの使用料は、無料とする。

(貸出対象者)

- 第 4 条 ミストシャワーの貸出しを受けることができる者は、佐賀西部広域水 道企業団管内で水道を契約している者であって、次に掲げる者とする。
 - (1) 公共施設
 - (2) 自治会
 - (3) 企業
 - (4) 事業所
 - (5) 前各号のほか企業長が適当と認める団体

(貸出申請)

- 第 5 条 ミストシャワーの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。) は、貸出しを希望する日の 5 日前までに、佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出申請書(様式第 1 号)により、企業長に申請しなければならない。 (貸出許可)
- 第6条 企業長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、 適正と認めたときは、佐賀西部広域水道企業団ミストシャワー貸出許可書(様 式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 2 前項の場合において、次の各号に該当するときは、ミストシャワーの貸出し

を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 宗教活動、政治活動等のために貸出しを受けようとすると認められるとき。
- (3) 企業団が自ら使用し、又は既に他への貸出しを承認しているとき。
- (4) ミストシャワーを点検し、又は修繕するとき。
- (5) 前各号のほか企業長が貸出しを不適当と認めるとき。

(貸出し、返却場所、設置等)

- 第7条 貸出し及び返却場所は佐賀西部広域水道企業団本庁舎とし、ミストシャワーの貸出許可を受けた者(以下「使用者」という。)と企業団職員両者立合いのもとで行うものとする。
- 2 ミストシャワーの運搬及び設置は、使用者が行うものとする。
- 3 ミストシャワーの運搬及び設置に係る費用並びに使用に係る水道料金は、使用者の負担とする。

(貸出期間)

第8条 使用者は、ミストシャワーを連続して最長14日間使用することができる。ただし、企業長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(貸出許可の取消し)

- 第10条 企業長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出許可 を取り消すことができる。
 - (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したと認められるとき。
 - (2) ミストシャワーの管理上支障があると認められるとき。
 - (3) 前各号のほか企業長が不適当と認めたとき。
- 2 企業長は、前項の貸出許可の取消しによって使用者に損害が生じても、その 責めを負わない。

(使用者の責務)

- 第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用者は、善良な管理者の注意をもって、ミストシャワーを使用するものとする。

- (2) 使用者は、ミストシャワーの使用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の 規定により貸出許可を取り消されたときは、ミストシャワーを十分に清掃し、 速やかに返還するものとする。
- (3) 使用者は、企業長が貸与する PR 用パネルを見やすい位置に掲示するものとする。
- (4) 使用者は、ミストシャワーを損傷したとき、又は紛失したときは、その 損害を賠償しなければならない。ただし、企業長がやむを得ない理由がある と認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 企業長は、ミストシャワーの使用により生じた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。